

議案第69号

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

平成29年12月5日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第43号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で同表の改正前の欄にこれに対応するものを
掲げていないものを下線で示すように加える。

改正後	改正前
附 則 1～4 （略） <u>5. 平成30年1月1日から平成30年1月31日までの間における市長及び副市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。</u>	附 則 1～4 （略）

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

提案理由

平成28年度臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）に関し、国庫補助金が
歳入欠陥となったことに対して、理事者としての責任を明確にし、給料を一定
期間減額にするため。

